

K. P. F. R. OB会 会則

第1章 総則

第1条 (名称及び所在地)

本会は「K. P. F. R. OB会」と称し事務局を事務局長宅に置く。

第2条 (目的)

会員相互の親睦を図るとともに、K. P. F. R. の発展に寄与する事を目的とする。

第2章 会員

第3条 (会員)

本会の会員はK. P. F. R. 在籍経験メンバー有志および応援メンバーで構成する。

第4条 入会

本会への入会は第3条の規定を満たし、入会規定の年会費がOB会事務局口座に着金になった時点とする。

第5条 退会

本会を退会する場合毎年1回年度初めの1ヶ月に年会費が入金されない場合とする。
また幹事会にて退会が承認された場合とする。

第3章 役員

第6条 (役員構成)

本会に次の役員を置く

会長1名、事務局長1名、副会長若干名、幹事若干名、会計2名、会計監査2名

第7条 (役員の役割及び責任)

- 1、会長は総会及び役員会を招集し議長となる。
- 2、会計業務は会計役員が行い、原則としてその都度会長の承認を得るものとする。
- 3、会長及び副会長、事務局長、会計は役員会に於いて幹事より選任する。
- 4、役員の任期は翌年総会終了時までの1年間とし重任を妨げない。

第4章 総会

第8条 (総会)

- 1、総会は年1回開催し、決算報告、活動報告、役員選任及び会則の改廃について討議し、これを決議する。

- 2、総会は会員の過半数の賛同を得て決議する。
- 3、第2条の目的を達成するため役員が必要と認めた場合は臨時会を開催することが出来る。
- 4、総会は会計年度末日から3ヶ月以内に招集する事とする。

第5章 会計及び会費

第9条 (会計)

- 1、本会の会計年度は1ヵ年とし4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2、本会の経費は年会費、臨時会費、寄付金、賛助金および雑収入をもってこれに充てる。
- 3、本会の目的の内容によっては役員の審議により、必要に応じて臨時会費を徴収することが出来る。

第10条 (会費)

- 1、本会の会費は年間1000円とする。
- 2、会員が納入した会費は理由の如何を問わずこれを返却しない。

第6章 雑則

本会則は2013年9月28日から実施する。